

2019年「浄化槽設備士試験」実施案内

浄化槽設備士試験は、公益財団法人日本環境整備教育センター(以下「教育センター」)が、浄化槽法(昭和58年5月18日法律第43号)第43条第4項の規定に基づき、下記により実施します。

公益財団法人 日本環境整備教育センター

1. 試験日時 2019年7月7日(日) 午前10時00分～午後3時00分
2. 試験地 宮城県・東京都・愛知県・大阪府・福岡県
3. 受験資格(次のA、B、Cのいずれかに該当する者)

A 学歴と必要な実務経験年数(平成31年3月31日現在で計算)

学 歴	浄化槽工事に関する必要な実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
大学卒業者 専門学校卒業者で「高度専門士」と称する者	卒業後1年以上	卒業後1年6ヵ月以上
短期大学卒業者 高等専門学校(5年制)卒業者 専門職大学前期課程修了者 専門学校卒業者で「専門士」と称する者	卒業後2年以上	卒業後3年以上
高等学校卒業者 専門学校卒業者(「高度専門士」、「専門士」以外)	卒業後3年以上	卒業後4年6ヵ月以上
その他の者(学歴を問わず)	8年以上	

- (注) 1 「実務経験」とは、「浄化槽設置工事又はその構造若しくは規模の変更工事」における現場での施工経験をいい、浄化槽の販売、設計、保守点検、清掃並びに指導、教育、研究等の業務は入りません。
 2 「指定学科」とは、省令で定めている学科(土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学または建築学)およびそれに準ずると認められる学科をいいます。なお、申請時に受験資格に直接関係のある最終学歴の卒業証明書を提出していただきます。
 3 学歴、指定学科、実務経験については、教育センターホームページをご参照いただくか、教育センター国家試験係にお問い合わせ下さい。

B 建設業法による1級または2級管工事施工管理技術検定に合格した者

C 職業能力開発促進法(旧職業訓練法)による技能検定のうち検定職種を1級または2級配管(建築配管作業)とするものに合格した者

ただし、平成16年度以降に2級配管(建築配管作業)に合格した者にあつては、同種目に関し4年以上の実務経験を有する者

※ 改正前の職業訓練法施行令による「空気調和設備配管」、「給排水衛生設備配管」または「配管工」を含む

4. 受験手数料 22,500円(消費税 非課税)
5. 受験申請書 2019年4月1日(月)～5月20日(月) ※ 受付期間以外の申請は受け付けません。
 受付期間
 - ・ 申請は簡易書留で郵送して下さい。5月20日(月)の消印まで有効です。
 - ・ 持参する場合は、受付期間中(土曜・日曜・祝日を除く)の、午前10時～午後4時に受け付けます。
6. 受験申請書の頒布 受験申請書は、2019年3月下旬から公益財団法人日本環境整備教育センターにおいて頒布いたします。
 - ・ 受験申請書1部 300円(郵送希望の場合は送料込1部440円)です。入手方法等については、ホームページまたは教育センター国家試験係までお問い合わせ下さい。
 - ※ 郵便事情、各証明書の準備等により受付期間内に申請が間に合わない場合もあります。余裕をもって申請書は早めに入手して下さい。

7. 受験申請書受付機関・試験に関する問い合わせ先

公益財団法人日本環境整備教育センター 国家試験係
 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3
 TEL 03-3635-4881 ホームページ <http://www.jeces.or.jp>